



厚生労働省

三重労働局

Press Release

平成26年5月30日

## 職場における熱中症予防対策の徹底を！

### ～室内での熱中症にも注意～

#### 昨年、熱中症により県内で3人死亡

昨年、三重県内では仕事中の熱中症を原因とする死亡者数は3人、休業4日以上の上の死傷者数は10人でした。三重県内では熱中症による死亡災害が4年連続で発生し、一昨年より1人増加となりました。なお、昨年、仕事中に熱中症になり、病院で治療を受けた労働者は142人（一昨年比：62人増）に達しています。

#### 室内での熱中症にも注意を！

熱中症は、7月から8月に集中して、午後1時台から4時台に多く発生していますが、昨年12月下旬には、炉内作業で1人の労働者が死亡し、救出するために入った2人の労働者が火傷等で負傷しました。

また、熱中症は主に屋外作業時に発生しますが、エアコン温度の調整など節電を行っている事業場では、室内での熱中症にも注意が必要です。

#### 三重労働局の取組と予防対策

三重労働局では、熱中症が多く発生している建設業、製造業、農林業、運送業を中心に、熱中症予防のための周知を行うこととしています。

また、熱中症を予防するためには、次の対策が重要です。

- ・WBGT値（暑さ指数）を測定することなどによって、職場の暑熱の状況を把握し、作業環境や作業管理、健康管理を行うこと。

（三重労働局のホームページにWBGT値を6月1日から9月末まで掲載します。）

- ・熱への順化期間（熱に慣れ、その環境に適応する期間）を設けること。
- ・自覚症状にかかわらず定期的に水分、塩分の補給を行うこと。
- ・作業中に職場巡視を行うとともに、日々健康状態の確認等を行うこと。
- ・熱中症に関する労働衛生教育を行うこと。